

# 数次有効査証発給希望理由書

希望する数次査証の項目にチェックを入れた上、自身が該当すると思われる要件にもチェックを入れて下さい。

- 一般(観光等)短期滞在数次査証
- 過去に訪日歴あり、かつ渡航経費支弁能力あり
  - 過去に訪日あり、かつG7諸国に複数回の渡航歴あり
  - 十分な経済力を有する
  - 十分な経済力を有する者の配偶者または子
- 商用を目的とする短期滞在数次査証(所属元が次のいずれかの条件を満たす企業の常勤者のみ適用)
- 国営企業
  - 株式会社企業
  - 在比日系企業商工会の会員である日系企業であり、かつ、本邦に経営基盤を有する企業
  - 株式会社企業が出資している合弁企業、子会社、支店等
  - 本邦の株式会社企業と恒常的な取引実績がある企業
  - フィリピンの年間総売上高上位1000社にランクされている企業
  - 過去に商用等での訪日があり、かつG7諸国に複数回の渡航歴あり
  - 過去に商用等での訪日歴が3回以上あり
  - 上記のいずれかに該当する者の配偶者又は子
- 文化人・知識人等に対する短期滞在数次査証
- 相当程度の業績が認められる芸術家または科学者
  - 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者で、現在その職にある者
  - 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
  - 大学の講師以上の職にある者(常勤の者に限る)
  - 国公立の研究所及び国公立の美術館・博物館の課長職以上の職位にある者
  - 国会議員、州知事、州副知事、市長、カトリック司教、国家公務員、地方議会議員、地方公務員
  - 上記のいずれかに該当する者の配偶者又は子
- フィリピン在住の日本人(※)の配偶者又は子に対する数次査証 ※無査証者や6か月未満の滞在資格所持者を除く
- 当該日本人の同居者で、かつ、本邦への渡航歴が1回以上ある者(旅券等で渡航歴を確認できる者)

(注) 数次査証の発給を希望する場合、本書のほか上記要件に該当することを立証する資料を添付していただく必要があります。  
なお、審査の結果、一次(又は二次)査証で発給される場合があります。

数次査証の発給を希望する理由を次の枠内に記載して下さい。

理由:

上記のとおり、数次査証の発給を希望します。

日付:

氏名:

署名: